

② 沖縄の認定法人の所得又は連結所得の特別控除に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()	円	
地区 又は地域	措法第60条第1項の表の各号 又は措法第68条の63第1項の 表の各号の該当号 (第1号(情報通信産業特別 地区)、第2号(特別自由 貿易地域)又は第3号(金 融業務特別地区))	1 第 号	所得 基準 額 の 計 算	所得金額仮計又は 連結所得金額仮計 (別表四「22の①」又は 別表四の二「33の①」)	5
				軽減対象所得金額又は 軽減対象連結所得金額	6
				(5)と(6)のうち少ない金額	7
				所得基準額 $(7) \times \frac{35}{100}$	8
設立年月日	2 平 . .	特別 控 除 額 の 計 算	(1)が第2号の場合 又は 第1号は	特別控除額 (8)	9
			(1)が第3号の場合	人件費の額のうち 金融業務に係る事 業に係る金額	10
			人件費基準額 $(10) \times \frac{20}{100}$	11	
認定法人としての認定を受けた日	3 平 . .	特別 控 除 額 の 計 算	(1)が第3号の場合	特別控除額 (第3号に係る(8)と (11)のうち少ない金額)	12
				特別控除額 (第3号に係る(8)と (11)のうち少ない金額)	12
事業種目	4	特別 控 除 額 の 計 算	(1)が第3号の場合	特別控除額 (第3号に係る(8)と (11)のうち少ない金額)	12
				特別控除額 (第3号に係る(8)と (11)のうち少ない金額)	12

別表十一(一)

平十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

別表十（一）の記載の仕方

沖縄の認定法人の所得又は連結所得の特別控除に関する明細書

- (1) この明細書は、青色申告法人が措置法第60条（沖縄の認定法人の所得の特別控除）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の63（沖縄の認定法人の連結所得の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- (2) 「軽減対象所得金額又は軽減対象連結所得金額

6」は、措置法令第36条第4項（沖縄の認定法人の所得の特別控除）の規定により計算した軽減対象所得金額又は同令第39条の90第4項（沖縄の認定法人の連結所得の特別控除）の規定により計算した軽減対象連結所得金額を記載します。この場合において、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。